

治験関係者の特別入館条件について

特別入館の定義

新型コロナウイルス感染拡大防止対策で許可された地域以外からの来院

入館の条件

入館予定者とその同居人が直接閲覧日前 14 日間において以下の 1 から 4 の条件を満たし、さらに入館予定者は 5 から 8 について遵守すること。

- 1 37.5 度以上（あるいは、平熱より 1 度以上）の発熱、強いからだのだるさ、咳・鼻水、嗅覚・味覚異常などの COVID-19 を疑わせる症状が出ていない。
- 2 接触した人が COVID-19 に罹患していないこと。
- 3 社内で COVID-19 に罹患した人がいないこと。
- 4 直接閲覧日前日までの 14 日間、多数（10 人以上）が集まる宴会や集会、イベント等には参加していないこと。また、ライブハウス、カラオケ、パチンコ店、スポーツジムのほか、夜の接待等でいわゆる 3 密の現場となりやすい社交場の利用をしていないこと。
- 5 検温結果記録（直接閲覧日までの 15 日間）の体温チェック表）を直接閲覧日に病院へ提出すること。
- 6 施設入館規定外に必要な書類に加え、病院規定による「特別入館許可にかかる報告書」を提出すること。
- 7 直接閲覧は平日 10：00～16：00 に行うこと。
- 8 当院への来院 2 週間以内に、COVID-19 に罹患したことが判明した場合、直ちに治験管理室長に電話連絡を行い、詳細を説明すること。

作業当日注意事項

- 1 直接閲覧当日は、事務局員又は CRC に別館の外で必要書類を提出後、入館受付を行う。
- 2 常時マスクを着用し、アルコールで手指消毒、セイフキープを使用し机、PC 等の衛生を保ち、感染予防に努めること。
- 3 換気等に十分配慮し三密をさげ、指定された場所から必要最低限以外離れないこと。

注意）当院の入館規定に従うため、随時更新とする。